（決定の記録事項）

第六十一条　法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定に係る電磁的記録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

2　前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記録しなければならない。

3　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第百七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記録しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定記録を引用することができる。

4　法第百八十五条の七第十八項の決定に係る電磁的記録には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記録しなければならない。

［一・二　略］

（法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告）

第六十一条の七　法第百八十五条の七第十四項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

一　［略］

二　別紙様式による報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式を用いるものに限る。以下この号及び第六十五条第一項において同じ。）を利用して証券取引等監視委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。同項及び同条第四項において同じ。）宛てに送信する方法又はこれに準ずる方法により証券取引等監視委員会に提供する方法

2　［略］

3　第一項第二号に規定する方法により同号に規定する電磁的記録が提供された場合は、証券取引等監視委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該電磁的記録が証券取引等監視委員会に提供されたものとみなす。

［4・5　略］

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録のファイルへの記録）

第六十一条の九　法第百八十五条の七第十九項の規定による同項に規定する決定に係る電磁的記録のファイルへの記録は、当該決定後、速やかに行うものとする。

（罰金の確定裁判があった場合の按分額）

第六十一条の十　［略］

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二条　［略］

2　法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録には、変更後の課徴金の額、変更の理由及び変更後の課徴金の納付期限を記録しなければならない。

［3・4　略］

5　法第百八十五条の八第九項の規定による同項に規定する処分に係る電磁的記録のファイルへの記録は、当該処分後、速やかに行うものとする。

（決定の記載事項）

第六十一条　法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

2　前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記載しなければならない。

3　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第百七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。

4　法第百八十五条の七第十八項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

［一・二　同上］

（法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告）

第六十一条の七　［同上］

一　［同上］

二　別紙様式による報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）を電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を利用して証券取引等監視委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス（同条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）宛てに送信する方法又はこれに準ずる方法により証券取引等監視委員会に提供する方法

2　［同上］

3　第一項第二号に規定する方法により同号に規定する電磁的記録が提供された場合は、証券取引等監視委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該電磁的記録が証券取引等監視委員会に提供されたものとみなす。

［4・5　同上］

［条を加える。］

（罰金の確定裁判があった場合の按分額）

第六十一条の九　［同上］

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二条　［同上］

2　法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書には、変更後の課徴金の額、変更の理由及び変更後の課徴金の納付期限を記載しなければならない。

［3・4　同上］

［項を加える。］